

平成 24 年 7 月 31 日

第 180 回国会 法務委員会 第 10 号

○田城郁君 民主党の田城郁です。

今日は一般質疑ということですから、冤罪ゼロ社会をつくるためにはどうしたらよいかという私のこだわりの観点で、主に最高裁判所の皆さんに質問をしていきたいと思えます。

日本人なら誰でもこの日本社会から冤罪をゼロにしたいと思っているということは当然ですし、誰一人これを否定できる人はいないというふうに思えます。しかし、冤罪は後を絶ちません。足利事件や布川事件が数十年を掛けて無罪を勝ち取り、最近では、ゴビンダさんの東電OL事件が再審、決まりました。高知白バイ事件は冤罪の典型例ですけれども、まだまだ再審には至っていないと。厚労省の村木さんも罪人にされようとなりました。国民の生活が第一の小沢代表も、依然としていわゆる被告人とされる立場に立たされたままであります。ほかにも、刑が確定してもなお無罪を訴えている人はたくさんおります。鈴木宗男新党大地代表しかり、JR浦和電車区事件の七名しかりでございます。

遅々として進まない、今、先生方からも御指摘のあった地に落ちた検察の改革は徹底的に進められなければなりません、冤罪が成立する最後の場面は、有罪か無罪かを言い渡す裁判所です。裁判所及び裁判官が、証拠を改ざんされようが、捏造された捜査報告書を提出されようが、調書に別人の指紋が押されていようが、うそ偽りを見抜き、裁判所と裁判官の良心によって冤罪を未然に防ぐ力が備わっていれば、これほど冤罪が量産させられることはないのではないかと私は思えます。そのような状況下で三審制は有効に機能しなければならないし、機能していないとしたら更に更に司法制度改革を推し進めなければならないと私は思えます。

そこで、具体的な質問に入ります。

我が国の三審制の意義と最高裁判所の役割について、基本的な認識で結構ですので、滝法務大臣にお伺いをいたします。よろしくをお願いします。

○国務大臣（滝実君） 今委員が三審制の意義ということでお話しになりました。日本の場合には三審制ということにはなっておりますけれども、それぞれの段階で違う立場から審議をすると、そういう意味では単純な三審制でなく、それぞれの段階ごとにポイントが違う、そういう意味での三審制だろうと思います。それだけに、日本の三審制というのはやはり誇るべき司法、裁判制度というふうに私は理解をいたしております。

○田城郁君 ありがとうございます。

では、同様の質問を最高裁判所にも質問いたしますが、日本の裁判手続においていわゆる三審制が採用されておりますが、その認められている意義について最高裁においてはどのように認識をしているのか、一審、二審、三審、それぞれの役割についてお伺いをいたします。

○最高裁判所長官代理者（戸倉三郎君） お答え申し上げます。

各審級の裁判所の役割につきましては、まず、原則といたしまして、第一審及び第二審は、具体的な法的紛争につきまして事実を認定した上で法律を解釈、適用して判断をしますと、こういった役割を担っております。これに対しまして、第三審である最高裁は、最終審の裁判所といたしまして、憲法違反や憲法解釈の誤りの有無、判例違反の有無、あるいは重要な法令違反の有無などの法律問題について判断する役割を担っているというのが基本であるというふうに認識しておる次第でございます。

ただし、刑事事件につきましては、量刑が著しく不当である場合であるとか、あるいは判決に影響を及ぼすべき重大な事実の誤認がある場合であって、原判決を破棄しなければ著しく正義に反すると認めるときには、その適切な救済を図るため原判決を破棄することができることとされておまして、こういった役割をも担っておるものと認識しておる次第でございます。

○田城郁君 今の内容はホームページなどでも確認をできることでございますけれども。

では、最高裁には多くの役割が期待をされております。最高裁の判事は非常に忙しい、そのようにお聞きもしておりますが、最高裁判事は年間どれくらいの事件数を担当しているのか、教えてください。

○最高裁判所長官代理者（戸倉三郎君） お答えいたします。

平成二十三年に最高裁判所において終局いたしました事件数でございますが、まず民事及び行政事件が四千八百五十四件、刑事事件が二千二百八件となっております。

○田城郁君 その中で、最高裁が法廷を開かずに棄却決定した数といいますか、割合はどのくらいになっておりますか、教えてください。

○最高裁判所長官代理者（戸倉三郎君） 先ほどの平成二十三年の事件で申し上げますと、民事及び行政事件につきましては、終局した四千八百五十四件のうち、法廷を開かずに棄却決定等した事件は四千六百四十三件、割合は約九五・六%でございます。これに対しまして、刑事事件につきましては、終局した事件は二千二百八件でございますが、このうち取下げ及び被告人死亡等の終局が相当数ございますので、残ります千七百六十二件のうち、法廷を開かずに棄却決定がされたという事件は千七百三十六件、その割合は約九八・五%となっております。

○田城郁君 最高裁におきまして審理手続の流れはどのようになっているのでしょうか。全ての事件について最高裁判事が合意して決めるのか、あるいは持ち回りで行うようなものになっているのか、その仕組みと件数のデータがあれば教えてください。

○最高裁判所長官代理者（戸倉三郎君） お答えいたします。

一般的に、最高裁判所が受け付けた事件につきましては、各小法廷にまず事件が配填された後、これは各調査官の調査に付することになります。調査官は、調査に付された事件につきまして、必要な判例の調査、学説調査を行いまして、その結果を報告にまとめた上で裁判体に提出いたします。

裁判体では、まず裁判長が事件の記録、先ほど申し上げました調査官の報告書の内容等を検討いたしまして、これは裁判官が集まって合議して審議を行うか、あるいは書面を順次持ち回る方法で審議を行うかといった審議の進め方について検討いたしまして、そのいずれかを選択するわけでございます。

そのうち、裁判長が書面で順次持ち回るという形で審議を行うのが相当と判断した場合でありまして、裁判体を構成するその他の裁判官が集まってまたこれは合議すべきであるということになりましたら、これは裁判官が協議をいたしまして、最終的にどのような審議の方法を取るかということを決めておるというところでございます。

こういうことでございまして、最終的にどのような形で合議を、審議をするかということについては、事案の内容に応じて各裁判体が決めておるところでございまして、最高裁判所といたしまして、その点についての統計は取っていないところでございます。

○田城郁君 大まか何%ぐらいが合議だなど、何%ぐらいが、何割ぐらいが持ち回りだなどか、そんな感覚的なことも、もし感覚していれば、特にどうのこうの言うわけじゃありませんから、是非、何か感覚的につかんでいるようでしたら教えていただければと思います。

○最高裁判所長官代理者（戸倉三郎君） 私も実は調査官の経験等もございませんので、ちょっと確たることは申し上げにくいんですが、最高裁判所に、先ほど申し上げましたように、上告理由に当たるものか当たらないかということでききますと、相当部分が上告理由に当たらないということが明らかな事件も含まれておるように承知しておりますので、そういったことからいたしますと、持ち回りで行う事件についても相当数あるのではないかというふうな認識ではございます。

○田城郁君 ありがとうございます。いずれにしても、最高裁の判事さんが膨大な事件の資料全てに目を通すということは非常に難しいというふうには思います。

そこで、最高裁判事を補佐する仕組みについてお伺いをいたします。

最高裁判所には裁判所調査官が置かれ、裁判官の命を受けて事件の審理及び裁判に関して必要な調査そのほかの法律において定める事務をつかさどるというふうに定められておりますが、最高裁判所調査官の配置あるいは人数、どのような方が充てられているのか、具体的な職務の内容なども含めて、重複する部分もあるかもしれませんが、お伺いをいたします。

○最高裁判所長官代理者（安浪亮介君） お答えいたします。

現在、最高裁判所に裁判所調査官としております者は総勢で三十八名でございます。この最高裁判所調査官には、先ほど総務局長が答弁いたしましたとおり、その職務の性質から見まして相当程度の裁判実務の経験を積みました下級裁判所の判事の中から人選して適任者を充てておるというところでございます。

○田城郁君 その内訳と申しますか、例えばずっと裁判官をやっておられる方とか、あるいは行政官の方からなられる方とか、検事さんからなられる方とか、そのような内訳というのは、もし教えていただければお願いいたします。

○最高裁判所長官代理者（安浪亮介君） 今申し上げました最高裁の裁判所調査官三十八名は、いずれも裁判官の出身の者でございます。ただ、その者の中には、いわゆる外部経験として法務省やその他の行政官庁に出向した経験のある者も含まれておるところでございます。

○田城郁君 要するに、判検交流の経験があるということでしょうか。

○最高裁判所長官代理者（安浪亮介君） 今申し上げましたとおり、法務省、それからその他の行政官庁等に出向した者でございます。したがって、広い意味での判検交流ということには当たるかと思っておりますが、いわゆる訟務検事をした者は現在はおりません。

ただ、私どもといたしましては、訟務検事として出向した者は現在おりませんけれども、広く外部経験の有意義性ということは考えておるところでございますので、これまでに外部経験としてどのようなことをしてきたかということと、最高裁判所の調査官としてふさわしい能力、資質を備えているかということとは別問題ではないかと考えているところでございます。

○田城郁君 いや、そこを特に問題だというふうにこれから進もうとは思っていませんので、安心してください。

最高裁判所の調査官は、調査の結果、意見を付すというふうにお聞きしておりますが、調査官の意見の法的性質はどのようなもののでしょうか。また、調査官と判事の関係はどのような関係になっているのでしょうか。教えてください。

○最高裁判所長官代理者（戸倉三郎君） お答えします。

調査官の作成する報告書でございますが、これはあくまで裁判官の命を受けて事件に関する調査を行うわけでございます。その調査の結果の報告は、あくまで裁判官の判断の参考資料を提供する趣旨で行われております。

今御指摘の調査官の結論に対する意見でございますが、これは法令上、調査の結果、意見を付すものとはされていないわけでございますが、その中で、調査官が判例や学説での調査結果との関係で上告棄却等が相当ではないかというような意見を付すこともあるわけでございますが、これはあくまでも調査結果の説明の一環としてなされるものでございまして、裁判官は裁判官としてそれぞれ記録や資料等を精査いたしまして、審査、検討を行っているものと承知しております。

○田城郁君 新聞記事やあるいは雑誌の司法関係の記事などを読むと、例えば、元東京高裁裁判官の濱弁護士などはこのようにお話をされております。

ちょっと引用してみますが、最高裁では上告趣意書のセレクトも調査官が代行してしまう。つまり、

最高裁の裁判官が目を通す前に、受理理由には当たらないとしてふるいに掛けてしまうため、実際に法廷の俎上に上がるのはごく僅かなのです。しかも、事件の調査官報告書には報告の枠組みを超えて法理論が書かれるばかりか、調査官が判決の起案までしています、実際に最高裁の判事が筆を執って判決文を書くのはまれです。実質的に日本の裁判は二審制なのだということを元高裁の裁判官で弁護士の方が指摘をしているわけですが、これは実質的に裁判官の判断をスルーして、調査官によって最高裁の判断が下されているというふうに、この実態が事実だとしたらですが、そのような状態にほかならないのではないかとこのように思うわけです。

裁判官の合議、審理があれば冤罪性に気が付く可能性も非常に高いというふうにも思いますが、それがなされていない。事実上、三審制は成り立っていないのではないかとこのように疑念も湧いてくるわけですが、最高裁はいかがお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○最高裁判所長官代理者（戸倉三郎君） 先ほども申し上げましたとおり、調査官は、裁判官が事件に関する判断権を有しておられるわけでございまして、その判断をする上で参考となる法令、判例、学説等に関する調査を行います。で、その報告をしているものでございます。

通常の場合、調査官は論点に関する関係法令の解釈に関する主要な裁判例であるとか主要な学説等を収集して、これを裁判官が利用しやすいような形で整理をいたしまして、さらに、事件の争点に関する法令の適用、判例の適用についての考え方を分析、整理するという形で、これはあくまで裁判官が実際に事件を審理、検討、判断をされる際の参考に供するという形で作っているものでございます。

それを受けた裁判官におかれましては、委員の御指摘ではございますけれども、その内容を十分精査をし、必要に応じて事件記録も検討されて、審議の在り方、あるいは中身の判断等も含めて、裁判官自身において適切に判断をされているものと承知しております。

○田城郁君 度々引用で申し訳ないんですが、この方も元裁判官の方ですね。

朝日新聞、昨年十一月三十日の新聞に載っておりますが、要するに、女川原発とかほかの原発の二つの裁判について扱っている方ではありますが、当時のことを印象に残っているかということインタビューされて、いや、ほとんど記憶にありませんよと。でも、それはそういう仕組みになっているから仕方がないんですよと、調査官が今のようなことでやるからということ前提にして、さきに挙げた二件の原発訴訟についても合議を開いて議論した記憶はありませんから、恐らく調査官の意見どおりに上告棄却となったケースだろうと思いますと。まあ形式上は、最終的には最高裁の裁判官が判をべたっと押すことはするんでしょう。しかし、十分に審理をして、そして自分の記憶に残るほどいろいろ思考して、そして結論を出しているというような実態には、このほかにも幾つかの文献なりそういうものを読めば、そういう実態にはないなというふうに思うわけです。

ですから、もう時間が参りましたのでまとめますけれども、この実態は、憲法で保障されている国民の権利、差し当たり、この場合は第三十二条、裁判を受ける権利、第三十七条、刑事被告人の権利、第八十二条、裁判の公開、こういうものが権利としてはあるわけですが、それを超えて、下位である裁判所法に基づいた調査官の運用がなされているのではないのでしょうかということ。調査官の調査だけで上告が棄却をされる、そういうことは司法制度の根幹にある三審制度を否定する実態があるのではないかと、そのようにも問題提起をいたしまして、私の質問を終わります。以上です。

ありがとうございます。